

情報・システム研究機構外国人研究員の就業に関する規程

〔平成16年4月1日〕
制 定
最近改正 平成21年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、外国人研究員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における「外国人研究員」とは、就業規則第2条第3項に規定する者をいう。

(選考)

第3条 外国人研究員の選考は、教育研究評議会の議に基づき機構長の定める基準により教育研究評議会の議に基づき機構長が行う。

(雇用期間)

第4条 外国人研究員の雇用期間は一事業年度の範囲内とする。

2 情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の業務上の必要があり、前項の雇用期間が満了した外国人研究員を引き続き雇用する必要がある場合には、雇用契約を更新することができる。この場合、労働契約については改めて締結することを要する。

(給与)

第5条 外国人研究員には、研究教育職員の例に準じて次の各号に掲げる給与を支給する。

- 一 基本給月額
- 二 通勤手当

2 前項第1号の基本給月額は別表1のとおりとする。

3 外国人研究員の基本給月額等の決定は別表2のとおりとし、決定に係る経験年数等の取扱いは、研究教育職員の例に準じて取扱うものとする。

(住居)

第6条 外国人研究員には、機構が所有する宿泊施設を住居として提供することができるものとする。ただし、適当な施設がない場合は、私有の建物又は部屋を住居として提供することができるものとする。

2 前項の住居に係る使用料（情報・システム研究機構宿舍規程に定める使用料相当額）及び光熱水料等の実費は、住居の提供を受ける者が負担する。

(赴任及び帰国旅費)

第7条 外国人研究員が赴任及び帰国する場合は、情報・システム研究機構旅費規程の定めるところにより、旅費を支給することができる。

2 前項の規定に基づく帰国旅費の支給は、第4条に定める契約期間満了後3月以内に本邦を出発する場合に限る。

(社会保険)

第8条 外国人研究員は、関係法令に基づき社会保険に加入する。

(契約)

第9条 外国人研究員との契約は、次の各号に掲げる事項を明記した契約書（和文・英文）を各2通作成し、機構長と当該外国人研究員の双方が署名することにより締結し、各1通を所持するものとする。

- 一 勤務場所に関する事項
 - 二 業務内容等に関する事項
 - 三 職員の名称に関する事項（客員の称号を付与する場合は、その名称を併記）
 - 四 雇用期間に関する事項
 - 五 給与に関する事項
 - 六 住居に関する事項
 - 七 勤務時間、服務に関する事項
 - 八 休暇及び休日に関する事項
 - 九 赴任及び帰国旅費に関する事項
 - 十 解約に関する事項
 - 十一 その他必要と認められる事項
- 2 この規程及び前項の契約書において特に定めのない就業に関する労働条件等は、就業規則及び関係規程を準用するものとする。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立極地研究所又は統計数理研究所に立川市への移転の日以前に採用された者で、移転の日以後も引き続き同研究所で勤務する者に適用される別表1に定める勤務地域区分は、当該雇用期間が終了するまで変更しないものとする。

別表 1

外国人研究員の基本給月額表

| 区分 | | 基本給月額 | | | | | | | |
|--------|---|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 雇用期間区分 | | 6月以上 | | | | 6月未満 | | | |
| 勤務地域区分 | | 東京都 特別区 | 東京都 立川市 | 千葉県 千葉市 | 静岡県 三島市 | 東京都 特別区 | 東京都 立川市 | 千葉県 千葉市 | 静岡県 三島市 |
| 号 | 1 | 443,000 | 435,000 | 419,000 | 396,000 | 388,000 | 381,000 | 367,000 | 346,000 |
| | 2 | 503,000 | 494,000 | 476,000 | 449,000 | 441,000 | 433,000 | 417,000 | 393,000 |
| | 3 | 565,000 | 555,000 | 535,000 | 504,000 | 494,000 | 486,000 | 468,000 | 441,000 |
| | 4 | 623,000 | 611,000 | 589,000 | 556,000 | 545,000 | 535,000 | 516,000 | 486,000 |
| | 5 | 679,000 | 667,000 | 643,000 | 606,000 | 594,000 | 583,000 | 562,000 | 530,000 |
| | 6 | 735,000 | 722,000 | 696,000 | 657,000 | 643,000 | 632,000 | 609,000 | 574,000 |
| | 7 | 780,000 | 766,000 | 738,000 | 697,000 | 683,000 | 670,000 | 646,000 | 609,000 |
| | 8 | 875,000 | | | | | | | |

別表 2

外国人研究員の号格付基準表

| 号 | 大学卒業後の経験年数 | 短期大学卒業後の経験年数 |
|---|-----------------|--------------|
| 1 | 0年以上～ 2年未満 | 0年以上～ 5年未満 |
| 2 | 2 ～ 7 | 5 ～ 10 |
| 3 | 7 ～ 12 | 10 ～ 15 |
| 4 | 12 ～ 19 | 15 ～ 22 |
| 5 | 19 ～ 26 | 22 ～ 29 |
| 6 | 26 ～ 32 | 29 ～ 35 |
| 7 | 32 ～ | 35 ～ |
| 8 | 極めて顕著な研究業績を有する者 | |

(注) 上記以外の学歴を有する者については、研究教育職員の例に準じて取り扱うものとする。